

写真撮影にあたってご協力をお願い

祇園新橋は観光地であるだけでなく、住民が生活している場でもあります。

現在もなお情緒あふれる歴史的景観を創り出し、保全しているのも、

この地域で暮らす住民や事業者です。

祇園新橋の景観を愉しみ、この地域で写真撮影される方々に、

住民の生活や事業者の経営を妨げるような行為を慎んでいただきますようお願いいたします。

貴重な祇園新橋の景観を未来に継承するために、地域と協働した景観保全活動にぜひご協力ください。

以下の行為はご遠慮いただきますようお願いいたします。

●一般的禁止事項

1. 私有地に立ち入る。
2. 荷物を広げて道路を占拠する。
3. 毛氈など敷物を道路上に敷く。
4. 橋の欄干や竹垣に座る。
5. 街路樹の柵内へ立ち入る。
6. 辰巳大明神の玉垣によりかかる。
7. 祇園新橋の風情をみだす行為。

●撮影行為に関する禁止事項

1. 車や人の通行を妨げて撮影する。(※1)
2. 住居・店舗などの入口付近で撮影する。
3. 私有地の路地内に立ち入って撮影する。
4. 道路上に三脚を立てる。
5. 17時以降に撮影する。(11月～3月は16時以降)(※2)
6. 路上に打掛の裾を下ろして撮影する。
7. 路上で撮影衣装に着替える。
8. 道路を長時間占拠する。
9. 白川に入って撮影する。

(※1) 道路を占拠する場合は、必ず東山警察署で道路使用許可を得ること。

(※2) 17時以降の撮影を希望する場合は、事前に景観づくり協議会に届けること。

祇園新橋景観づくり協議会

URL / <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000240574.html>